

郡山市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

令和7年9月30日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第53号

郡山市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行細則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業（第2条—第10条）

第3章 指定登録機関（第11条—第17条）

第4章 居住安定援助賃貸住宅事業（第18条—第21条）

第5章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業

（登録の通知）

第2条 市長は、法第10条第1項の登録をしたときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録通知書（第1号様式）により当該登録を受けた者に通知するものとする。

（登録の不適合の通知）

第3条 市長は、法第8条の登録の申請が、法第10条第1項の基準に適合しないと認めるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録不適合通知書（第2号様式）により当該登録の申請をした者に通知するものとする。

（登録の拒否）

第4条 市長は、法第11条第1項の規定による登録の拒否をしたときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録拒否通知書（第3号様式）により当該登録の申請をした者に通知するものとする。

（登録簿の閲覧）

第5条 法第13条の規定による登録簿の閲覧は、郡山市役所で行うものとする。

2 登録簿の閲覧時間は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条第1項に規定する市の休日を除き、毎日午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（閲覧の中止等）

第6条 市長は、登録簿を閲覧するものが次の各号のいずれかに該当するときは、登録簿の閲覧を中止させ、又は禁止することがある。

- (1) 登録簿を外部に持ち出し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 登録簿の閲覧に関して職員の指示に従わないとき。

（廃止の届出）

第7条 登録事業者は、法第14条第1項の規定による登録事業の廃止をしたときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る廃止届出書（第4号様式）により届出をするものとする。

（報告の徴収）

第8条 市長は、法第22条の規定による報告の徴収をするときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業報告徴収書（第5号様式）により行うものとする。

（指示）

第9条 市長は、法第23条第1項の規定による指示をするときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業訂正指示書（第6号様式）により行うものとする。

2 市長は、法第23条第2項の規定による指示をするときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業適合措置指示書（第7号様式）により行うものとする。

3 市長は、法第23条第3項の規定による指示をするときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業是正措置指示書（第8号様式）により行うものとする。

（登録の取消し）

第10条 市長は、法第24条第1項又は同条第2項の規定による取消しをしたときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録取消通知書（第9号様式）により当該登録事業者であった者に通知するものとする。

第3章 指定登録機関

（指定登録機関の指定）

第11条 法第25条第2項の規定による指定登録機関の指定を受けようとする者は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関指定申請書（第10号

様式)により申請するものとする。

2 前項の申請をするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 登録事務の実施に関する計画書
- (2) 計画を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有することを確認できる書類
- (3) 登録事務以外の業務を行っている場合には、当該業務の内容を確認できる書類
- (4) その他指定を受けるに当たり、市長が必要と認める書類

3 市長は、指定登録機関の指定をしたときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関指定通知書（第11号様式）により指定登録機関に通知するものとする。

（変更の届出）

第12条 指定登録機関は、法第28条第2項の規定による変更をしようとするときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関変更届出書（第12号様式）により届出をするものとする。

（登録事務規程）

第13条 指定登録機関は、法第30条第1項の認可を受けようとするときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関登録事務規程認可申請書（第13号様式）により申請を行うものとする。

2 市長は、法第30条第1項の認可をしたときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関登録事務規程認可通知書（第14号様式）により指定登録機関に通知するものとする。

3 市長は、法第30条第3項の規定による命令をするときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関登録事務規程変更命令書（第15号様式）により行うものとする。

（監督命令）

第14条 市長は、法第32条の命令をするときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関命令書（第16号様式）により行うものとする。

（身分を示す証明書）

第15条 法第33条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（第17号様式）とする。

（登録事務の休廃止）

第16条 指定登録機関は、法第34条第1項の許可を受けようとするときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関休廃止申請書（第18号様式）により申請をするものとする。

2 市長は、法第34条第1項の許可をしたときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関休廃止許可通知書（第19号様式）により当該指定登録機関又は当該指定登録機関であった者に通知するものとする。

（指定の取消し等）

第17条 市長は、法第35条第1項又は第35条第2項の規定による指定の取消しをしたときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関指定取消通知書（第20号様式）により当該指定登録機関であった者に通知するものとする。

2 市長は、法第35条第2項の規定による命令をするときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関登録事務停止命令書（第21号様式）により行うものとする。

第4章 居住安定援助賃貸住宅事業

（認定の通知）

第18条 市長は、法第41条第1項の認定をしたときは、居住安定援助計画認定通知書（第22号様式）により当該認定を受けた者に通知するものとする。

（変更の認定の通知）

第19条 市長は、法第44条第1項の変更の認定をしたときは、居住安定援助計画変更認定通知書（第23号様式）により当該認定を受けた者に通知するものとする。

（改善命令）

第20条 市長は、法第55条の規定による改善に必要な措置の命令をするときは、居住安定援助賃貸住宅事業改善命令書（第24号様式）により認定事業者に命令をするものとする。

（認定の取消し）

第21条 市長は、法第56条第1項及び同条第2項の規定による認定の取消しをしたときは、居住安定援助賃貸住宅事業認定取消通知書（第25号様式）により当該認定事業者であった者に通知するものとする。

第5章 雑則

（委任）

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

郡山市指令第 号
年 月 日

様

郡山市長



住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり登録しましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

- 1 登録年月日
- 2 登録番号
- 3 登録住宅

様

郡山市長



住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録不適合通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項に規定する基準に適合しないと認めますので、同条第4項の規定により通知します。

記

不適合理由	
-------	--

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

郡山市長



住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録拒否通知書

年 月 日付で申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第11条第1項の規定に基づき登録を拒否しますので、同条第2項の規定により通知します。

記

拒否理由	
------	--

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

郡山市長

住所（登録事業者の住所又は主たる
事務所の所在地）

名称（登録事業者の商号、名称又は
氏名）

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る廃止届出書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の廃止を届け出ます。

登録年月日	
登録番号	
登録住宅の名称	
登録住宅の所在地	
登録事業廃止の日	
登録事業の 廃止の理由	

備考

- 1 登録事業者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

様

郡山市長



住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業報告徴収書

年 月 日付け第 号登録の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第22条の規定に基づき、下記について報告を求めます。

記

- 1 報告を求める住宅の名称
- 2 報告を求める住宅の内容
- 3 報告先
- 4 報告期限

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

郡山市長



住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業訂正指示書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第23条第1項の規定に基づき、 年 月 日付け第 号で登録した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅について、次の指示事項を通知します。

1 登録住宅の名称 及び所在地	名称	
	所在地	
2 登録年月日及び登録番号	年 月 日	第 号
3 指示事項		

備考 上記指示に違反したときは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第24条第2項第2号の規定に基づき、当該住宅事業の登録を取り消されることがあります。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

郡山市長



住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業適合措置指示書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第23条第2項の規定に基づき、 年 月 日付け第 号で登録した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅について、次の指示事項を通知します。

1 登録住宅の名称 及び所在地	名称	
	所在地	
2 登録年月日及び登録番号	年 月 日	第 号
3 指示事項		

備考 上記指示に違反したときは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第24条第2項第2号の規定に基づき、当該住宅事業の登録を取り消されることがあります。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

郡山市長



住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業是正措置指示書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第23条第3項の規定に基づき、 年 月 日付け第 号で登録した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅について、次の指示事項を通知します。

1 登録住宅の名称 及び所在地	名称	
	所在地	
2 登録年月日及び登録番号	年 月 日	第 号
3 指示事項		

備考 上記指示に違反したときは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第24条第2項第2号の規定に基づき、当該住宅事業の登録を取り消されることがあります。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

郡山市達第 号
年 月 日

様

郡山市長



住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録取消通知書

年 月 日付け第 号登録の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定に基づき、登録を取り消しましたので同法第24条第3項の規定により通知します。

記

- 1 登録を取り消した住宅の名称
- 2 登録を取り消した住宅の所在地
- 3 登録を取り消した理由

<input type="checkbox"/> 法第 24 条第 1 項の規定に該当したため <input type="checkbox"/> 法第 24 条第 2 項の規定に該当したため	
該当内容	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

郡山市長

住所（申請事業者の住所又は主たる
事務所の所在地）
名称（申請事業者の商号、名称又は
氏名）

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関指定申請書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第25条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関の指定を申請します。

事業者の名称	
事業者の所在地	

備考

- 1 申請事業者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

様

郡山市長



住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関指定通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の指定登録機関の指定については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第25条第1項の規定により、下記のとおり指定しましたので、郡山市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行細則第11条第3項の規定により通知します。

記

- 1 指定年月日
- 2 指定登録機関の名称
- 3 指定登録機関の所在地

郡山市長

住所（指定登録機関の住所又は主たる
事務所の所在地）

名称（指定登録機関の商号、名称又は
氏名）

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関変更届出書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第28条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関について変更を届け出ます。

変更内容	
------	--

備考

- 1 法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

郡山市長

住所（指定登録機関の住所又は主たる
事務所の所在地）

名称（指定登録機関の商号、名称又は
氏名）

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関登録事務規程認可申請書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第30条第1項の規定に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関登録事務規程の認可を申請します。

添付書類	
------	--

備考

- 1 法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

第14号様式（第13条関係）

郡山市指令第 号
年 月 日

様

郡山市長



住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関登録事務規程認可通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関登録事務規程の認可については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第30条第1項の規定により、下記のとおり認可しましたので、郡山市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行細則第13条第2項の規定により通知します。

記

- 1 認可年月日
- 2 認可内容

様

郡山市長



住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関登録事務規程変更命令書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第30条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する登録事務規程について、次の事項を命じます。

命令事項	
------	--

備考 上記命令に違反したときは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第35条第2項第4号の規定に基づき、指定登録機関の指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ぜられることがあります。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

郡山市長



住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関命令書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第32条の規定に基づき、登録事務に関し、次の事項を命じます。

命令事項	
------	--

備考 上記命令に違反したときは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第35条第2項第4号の規定に基づき、指定登録機関の指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ぜられることがあります。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（表面）

		第 号
身 分 証 明 書		
所 属		<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;">写 真</div>
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
上記の者は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第33条第2項及び同法第54条第3項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。		
年 月 日		郡山市長 印

（裏面）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（抜粋）

（報告、検査等）

第 33 条 都道府県知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し登録事務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、登録事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告徴収及び立入検査）

第 54 条 都道府県知事等は、この章の規定の施行に必要な限度において、認定事業者又は認定事業者から認定住宅の管理を委託された者（以下この項において「管理受託者」という。）に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、認定事業者若しくは管理受託者の事務所若しくは営業所若しくは認定住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査において、現に居住の用に供している認定住宅の居住部分に立ち入るときは、あらかじめ、当該居住部分に係る入居者の承諾を得なければならない。

3 第 33 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定による立入検査について準用する。

備考 用紙の寸法は、縦 6.5 センチメートル、横 9 センチメートルとする。

郡山市長

住所（指定登録機関の住所又は主たる
事務所の所在地）

名称（指定登録機関の商号、名称又は
氏名）

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関休廃止申請書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第34条第1項の規定に基づき、下記の登録事務について休廃止の許可を求めますので、郡山市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行細則第16条第1項の規定により申請します。

指定登録機関の名称	
指定登録機関の所在地	
休廃止の内容	

備考

- 1 法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

様

郡山市長



住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関休廃止許可通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅指定登録機関の休廃止について、下記のとおり許可しましたので郡山市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行細則第16条第2項の規定により通知します。

記

1 許可年月日

2 許可内容

様

郡山市長



住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関指定取消通知書

年 月 日付け指定の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定に基づき、指定を取り消しましたので郡山市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行細則第17条第1項の規定により通知します。

記

- 1 指定を取り消した指定登録機関の名称
- 2 指定を取り消した指定登録機関の所在地
- 3 指定を取り消した理由

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 法第35条第1項の規定に該当したため
<input type="checkbox"/> 法第35条第2項の規定に該当したため |
|--|

該当内容	
------	--

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

郡山市長



住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関登録事務停止命令書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第35条第2項の規定に基づき、指定登録機関の登録事務について、次の事項を命じます。

1 指定登録機関の名称	
2 指定登録機関の所在地	
3 命令事項	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

郡山市長



居住安定援助計画認定通知書

年 月 日付けで申請のあった居住安定援助計画の認定については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第41条第1項の規定により、下記のとおり認定しましたので、同法第43条第1項の規定により通知します。

記

- 1 認定年月日
- 2 認定番号
- 3 認定事項

様

郡山市長



居住安定援助計画変更認定通知書

年 月 日付けで申請のあった居住安定援助計画の変更については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第1項の規定により、下記のとおり認定しましたので、同法第43条第2項の規定により通知します。

記

- 1 認定年月日
- 2 認定番号
- 3 認定事項

様

郡山市長



居住安定援助賃貸住宅事業改善命令書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第55条の規定に基づき、
年 月 日付け第 号で認定した居住安定援助賃貸住宅事業について、次の事項を命じます。

1 当該事業の名称	
2 認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
3 命令事項	

備考 上記命令に違反したときは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第56条第2項第3号の規定に基づき、当該認定事業の認定を取り消されることがあります。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

郡山市長



居住安定援助賃貸住宅事業認定取消通知書

年 月 日付け第 号認定の居住安定援助賃貸住宅事業について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定に基づき、認定を取り消しましたので同法第56条第3項の規定により通知します。

記

- 1 認定を取り消した事業計画の名称
- 2 認定を取り消した事業計画の事業者の所在地
- 3 認定を取り消した理由

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 法第56条第1項の規定に該当したため
<input type="checkbox"/> 法第56条第2項の規定に該当したため | |
| 該当内容 | |

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。